

【新基本労働協約】と【チェックオフ協定】を締結

これまでの経緯

1.【旧基本労働協約】の解消にはこのような経緯や意義があります。

- (1)組合員の皆様は、当組合が会社と結んでいた【基本労働協約】を7月31日に解消したことはご存じのことだと思います。ただし、この解消は、当組合と会社間に不協和音があったり、協約の内容に問題があったからではありません。
- (2)今回の解消について、会社からの要請があったのは事実ですが、「会社側が抱えている諸問題を解決したい」という会社側の考えと、「基本労働協約のバージョンアップを図りたい」という当組合側の考えが一致したので、【旧基本労働協約】の解消に同意をしました。

今後について

1.【基本労働協約】の新規締結について

- (1)【基本労働協約】は、過半数組合としては当然締結すべきものであり、上記の通り、【旧基本労働協約】の解消は、特段、当組合と会社には問題が生じていないこと、【旧基本労働協約】は簡易的な内容であったことから、UAゼンセンの他の加盟組合と同様の様式で新規に締結すべく、会社と協議を続けてまいりました。
- (2)本協約の重要性から、会社側に提出した協約案の内容の精査にも時間がかかり、さらに修正点もいくつか提示されたため、報告にも時間を要しておりました。当組合も会社の意向を踏まえつつ対応し、複数回の団体交渉を経て、協定案を修正し、ようやく8月31日に【新基本労働協約】を締結することとなりました。

2.【チェックオフ協定】の新規締結について

- (1)【チェックオフ協定】については、は給与より組合費を天引きするための協定であり、【基本労働協約】の改定などで一時的に停止するべきものではありませんので、8月21日の時点で個別に締結しております。

以上、要点のみを説明いたしましたが、当組合は会社との相互理解を継続し、組合員の皆様の勤務環境、待遇改善に努めてまいりますので、安心して日々の業務に専念していただきますよう、宜しくお願いいたします。

★用語の解説

【基本労働協約】

- ・労働組合と使用者が行った取り決め、契約のこと。
 - ・労使協定は使用者と労働者の過半数を代表するもの（当社では当組合）が締結する就業規則の特別ルール。
- #### 【組合費の賃金控除に関する協定（チェックオフ協定）】
- ・組合員である労働者の賃金から組合費を控除し、一括して使用者が労働組合に引き渡しを行うための協定。

U
A
ゼ
ン
セ
ン

ア
イ
・
ト
ピ
ア

労
働
組
合
新
聞

第67号

UAゼンセン

発行責任者：越光美江

UAゼンセン アイ・トピア
労働組合事務局

〒194-0013

東京都町田市原町田5-6-3
大国屋ハイツ302号室



組合ブログはこちらから
<https://ua-eyetopia.com>

★問合せ・新規加入申込先★

TEL	042-785-4984	Mobile	090-8059-4244
FAX	042-785-4985	E-mail	uazensen.eyetopia@gmail.com

U A ゼンセン アイ・トピア労働組合 加入届（新規加入者増加中）

所属店舗	社員番号	社員氏名